

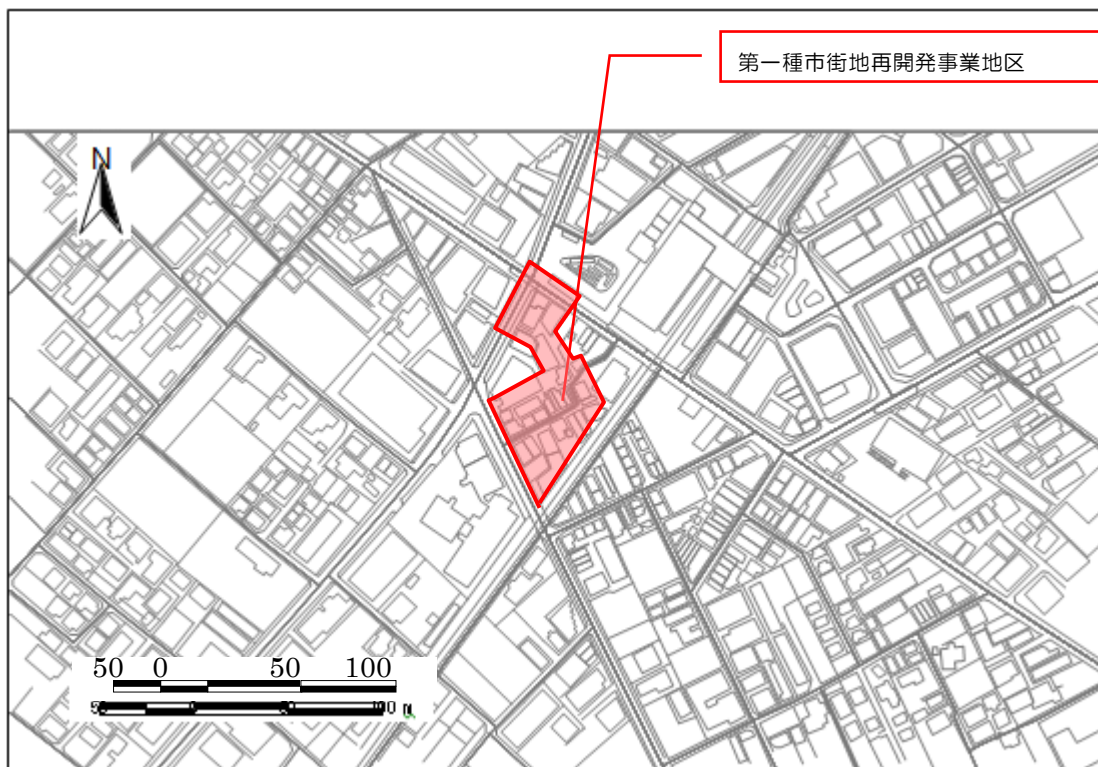
(5) 第一種市街地再開発事業

本市では、小田急相模原駅前西地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を指定しています。

市街地再開発事業の指定状況

No.	1
名称	小田急相模原駅前西地区第一種市街地再開発事業
決定(変更)告示日	平成5年11月9日(当初) 平成26年3月31日(変更)
告示番号	座間市告示第93号(当初) 座間市告示第31号(変更)
面積	約0.4ha

小田急相模原駅前西地区第一種市街地再開発事業区域図



座間都市計画第一種市街地再開発事業の変更（座間市決定）

名称		小田急相模原駅前西地区第一種市街地再開発事業					
面積		約 0.4ha					
及び規模	公共施設の配置	種別	名称	幅員	延長	備考	
		幹線街路	3・5・1号町田厚木線	15m	約 25m	都市計画施設	
			3・4・3号相模原二ツ塚線	15m	約 20m	都市計画施設	
	3・6・9号相模台中央線		8m	約 50m	都市計画施設		
下水道	「座間市公共下水道（都市計画施設）に接続」						
建築物の整備に関する計画	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
		建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	1	約 1,700 m ²	約 16,600 m ² (約 13,500 m ²)	6/10	50/10	商業 住宅	駐車場 約 80 台
<p>(備考) 高度利用地区の制限内容</p> <p>最高限度 容積率 50/10 以下</p> <p>最低限度 容積率 20/10 以上 (建築面積 200 m²以上)</p> <p>建ぺい率 6/10 ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項の各号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10 を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。</p> <p>壁面の位置の制限 「2m、4m」(立体指定)ただし、公共用歩廊(立体的遊歩道その他これらに準ずる施設)は除く。</p>							
関する計画	建築敷地面積	整備計画					
	約 2,700 m ²	歩道状空地、敷地内通路、広場等を配置し安全で快適な歩行空間の充実を図る。					
住宅建設の目標		戸数	面積		備考		
		約 140 戸	約 10,200 m ²				
備考		都市計画道路相模原二ツ塚線に、立体的遊歩道を設置する。					

※平成 26 年 3 月 31 日変更（座間市告示第 31 号）